租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（農用地区域内の農用地等について農業委員会のあっせん若しくは農用地利用集積等促進計画により譲渡又は農地売買等事業により農地中間管理機構に譲渡した場合）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税）
		② 上記以外の税目	（所得税：外） （個人住民税、個人事業税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 農業者や法人が所有する農用地区域内の農用地等を、 ア　農業振興地域の整備に関する法律第 23 条に規定する農業委員会のあっせんにより譲渡した場合 イ　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画により譲渡した場合 ウ　農業経営基盤強化促進法に基づく農地売買等事業により農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）に譲渡した場合 に、年 800 万円を限度に控除（損金算入）することができる。
			《関係条項》 【法人】 ・租税特別措置法第 65 条の５ 【個人】 ・租税特別措置法第 34 条の３
4	担当部局		農林水産省 経営局 農地政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和８年５月～８月 分析対象期間：令和３年度～７年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和 45 年度：創設 昭和 46 年度：農地保有合理化法人に譲渡した場合を追加 昭和 48 年度：控除額を 150 万円から 250 万円に引上げ 昭和 49 年度：農用地利用集積計画により譲渡した場合を追加 昭和 50 年度：控除額を 500 万円に引上げ 平成元年度：控除額を 800 万円に引上げ（平成元年 12 月 31 日まで） 平成２年度：控除額を 800 万円に引上げ（平成 2 年 12 月 31 日まで） 平成３年度：控除額を 800 万円に引上げ（恒久措置化） 平成 21 年度：農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合を追加 平成 26 年度：農地保有合理化法人を廃止、農地バンクに譲渡した場合を追加 令和元年度：農地利用集積円滑化団体を廃止

<table>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>令和４年度：農用地利用集積計画を廃止、農用地利用集積等促進計画により譲渡した場合を追加</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">適用期間</td><td>恒久措置</td></tr>
<tr><td rowspan="4">8</td><td rowspan="4">必要性等</td><td>①</td><td>政策目的及びその根拠</td><td>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
本特例措置により、担い手への農地集積・集約化を図る。このことにより、サスティナブルな農業構造の構築を推進し、食料自給力を確保する。

《政策目的の根拠》
〇食料・農業・農村基本計画（令和7年4月 11 日閣議決定）
「第３ 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標」において、食料自給力の確保に関する施策の KPI として「担い手への農地集積率7割（2030 年度）」を明記。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>《大目標》
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》
Ⅰ－１ 我が国の食料供給

《政策分野》
② 食料自給力の確保</td></tr>
<tr><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>《租税特別措置等により達成しようとする目標》
令和 12 年度末時点で、全農地面積の7割が担い手によって利用される。</td></tr>
<tr><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>本特別措置の対象となる農業委員会のあっせんや農地バンクを介した農用地等の譲渡は、譲渡先の選択にあたり、農用地等の担い手への売り渡しに繋げるようにすることで、担い手の規模拡大に資するものである。
本特別措置により、農用地区域内の農用地等を所有する農業者や法人がこれらの所有権移転をする場合の税負担を軽減することで、担い手への農地集積が推進され、政策目的の実現に寄与する。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>
<table>
<tr><td>単位：件</td><td>令和
３年度
（実績）</td><td>令和
４年度
（実績）</td><td>令和
５年度
（実績）</td><td>令和
６年度
（実績）</td><td>令和
７年度
（見込）</td></tr>
<tr><td>適用数
（法人）</td><td>8</td><td>5</td><td>14</td><td>13</td><td>10</td></tr>
<tr><td>適用数
（個人）</td><td>29,092</td><td>16,722</td><td>11,808</td><td>12,745</td><td>17,592</td></tr>
</table>
※ 令和３年度～６年度の法人税等の適用数は、租税特別措置等の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会、第 221 回国会）の農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除の適用数。
なお、令和７年度は令和３年度～６年度の平均値により算出した推計値。計算式は以下のとおり。
令和７年度（見込）＝令和３年度～６年度実績の合計／４ヵ年</td></tr>
</table>

※　令和３年度～令和７年度の所得税等の適用数は、農地バンク等に対する実績調査により把握。
※　法人税、法人住民税及び法人事業税について、適用数は同一。
※　所得税、個人住民税について、適用数は同一。

② 適用額

単位：百万円

	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（実績）	令和７年度（見込）
適用額（法人）	27.5	25.6	35.8	63.7	38.1
適用額（個人）	77,472	51,451	36,912	41,232	51,767

※　令和３年度～６年度の法人税等の適用額は、租税特別措置等の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会、第 221 回国会）の農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除の適用額。
　なお、令和７年度は令和３年度～６年度の平均値により算出した推計値。計算式は以下のとおり。
　令和７年度（見込）＝令和３年度～６年度実績の合計／４ヵ年
※　令和３年度～令和７年度の所得税等の適用額は、農地バンク等に対する実績調査により把握。

【算定根拠】
別添参照

③ 減収額

単位：百万円

	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（実績）	令和７年度（見込）
法人税	6.4	5.9	8.3	14.8	8.8
法人住民税	0.4	0.4	0.6	1.0	0.6
法人事業税	1.9	1.8	2.5	4.5	2.7
所得税	15,494	10,290	7,342	8,246	10,353
個人住民税	1,549	1,029	734	825	1,035
減収額　計	17,051.7	11,327.1	8,087.4	9,091.3	11,400.1

※　令和３年度～６年度の法人税等の減収額は、租税特別措置等の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会、第 221 回国会）の農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除の適用額等から算出。
※　令和３年度～令和７年度の所得税等の適用額は農地バンク等に対する実績調査により把握。
※　減収額の算出方法は、以下のとおり。
　法人税減収額　　＝適用額×税率（23.2%）
　法人住民税減収額＝法人税減収額×税率（市町村民税：６%、
　　道府県民税：１%）
　法人事業税減収額＝適用額×税率（７%）
　所得税減収額　　＝適用額×税率（20%）
　個人住民税　　＝所得税減収額×税率（市町村民税：６%、

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>道府県民税：４％）
なお、令和７年度は令和３年度～６年度の平均値により算出した推計値。計算式は以下のとおり。
令和７年度（見込）＝令和３年度～６年度実績の合計／４ヵ年</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
別添参照</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>効果</td><td>《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》
【担い手が利用する農地面積の割合】
令和７年度における担い手による農地の利用面積は、全農地面積の 62.1%であり、令和 12 年度末までの目標７割の達成に向けて着実に増加している。
単位:%
<table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>農地集積率</td><td>59.5</td><td>60.4</td><td>61.5</td><td>62.1</td></tr></table>
【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
「担い手への農地集積の状況」(農林水産省経営局農地政策課調べ)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》
本特別措置は、農業者や法人から担い手への所有権移転による農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去5年間(令和元～5年)の1件当たりの平均集積面積は 0.6ha となっている。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
旧農業経営基盤強化促進法による1件当たりの有償所有権移転面積
(農林水産省経営局農地政策課調べ)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
本特別措置は、農業者や法人から担い手へ農地を所有権移転する場合に適用されるが、担い手への農地の集積は貸借による権利移動が大宗を占めている。
また、特に農地所有適格法人は主たる事業が農業であることから、生産基盤となる農地を手放すことが少ないことも適用が僅少となる一因である。
一方、北海道のように農地の売買価格が収益還元価格に近い地域では、売買による農地の集積も重要な役割を果たしており、こうした売買による農地集積を促進する本特別措置は必要である。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>⑤</td><td>税収減を是認する理由等</td><td>本特別措置は、平均的な販売農家の経営規模が 2.6ha（都府県：2025 年農林業センサス）である中、１件当たり 0.6ha の農地集積につながっている。
また、農地の集積による経営規模拡大は、生産コストの低減に繋がることから、当該特別措置による所有権移転は、農業経営所得の向上に資するものである。
このことにより、農地売却時における一時的な税収減は、是認されるものである。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>相当性</td><td>①</td><td>租税特別措置等によるべき妥当性</td><td>本特別措置は、農用地区域内の農用地等を農業委員会のあっせん又は農地バンクを介して譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受</td></tr>
</table>

			等	けられることから、適切かつ有効な措置である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特別措置の他に「農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議による譲渡所得の特別控除（1,500 万円）」があるが、それぞれどちらかの適用となる。 「農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議による譲渡所得の特別控除」は、農業委員会が利用調整を行ってもなお、双方の合意が得られず、認定農業者に対する権利設定が困難な場合に、農地の所有者に対して一定期間の譲渡制限を課すものであることから、より控除額が高く設定されている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本特別措置の活用により、市町村が設定する農用地区域内において担い手への農地集積が促進され、地域農業の持続的な発展に資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11	有識者の見解			ー
12	評価結果の反映の方向性			本特別措置は、農業者や法人が所有する農用地区域内の農用地等を、規模拡大を希望する地域の担い手に譲渡する場合の税負担を軽減することで、担い手への農地集積を推進するために必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年5月～8月

別添

1．減収額積算

〇適用件数（令和7年度）　　単位：件

・法人

		（令和3年度適用件数）		（令和4年度適用件数）		（令和5年度適用件数）		（令和6年度適用件数）		（4年度平均）
10	＝	（ 8	＋	5	＋	14	＋	13	）÷	4

・個人

		（令和3年度適用件数）		（令和4年度適用件数）		（令和5年度適用件数）		（令和6年度適用件数）		（4年度平均）
17,592	＝	（ 29,092	＋	16,722	＋	11,808	＋	12,745	）÷	4

（1）法人税……①　　単位：千円

令和7年度

		（令和3年度適用額）		（令和4年度適用額）		（令和5年度適用額）		（令和6年度適用額）		（4年度平均）		（税率）
8,849	＝	（ 27,499	＋	25,562	＋	35,838	＋	63,672	）÷	4	×	23.2%

（2）法人住民税……②　　単位：千円

令和7年度

		（市町村民税）		（道府県民税）
619	＝	531	＋	88

a うち市町村民税

		（法人税減収見込額）		（税率）
531	＝	8,849	×	6

b うち道府県民税

		（法人税減収見込額）		（税率）
88	＝	8,849	×	1

（3）法人事業税（所得割）……③　　単位：千円

令和7年度

法人事業税

		（令和3年度適用額）		（令和4年度適用額）		（令和5年度適用額）		（令和6年度適用額）		（4年度平均）		（税率）
2,670	＝	（ 27,499	＋	25,562	＋	35,838	＋	63,672	）÷	4	×	7%

（4）所得税……④　　単位：千円

令和7年度

		（令和3年度適用額）		（令和4年度適用額）		（令和5年度適用額）		（令和6年度適用額）		（4年度平均）		（税率）
10,353,350	＝	（ 77,472,000	＋	51,451,000	＋	36,912,000	＋	41,232,000	）÷	4	×	20.0%

（5）個人住民税……⑤　　単位：千円

令和7年度

		（市町村民税）		（道府県民税）
1,035,335	＝	621,201	＋	414,134

a うち市町村民税

		（法人税減収見込額）		（税率）
621,201	＝	10,353,350	×	6

b うち道府県民税

		（法人税減収見込額）		（税率）
414,134	＝	10,353,350	×	4

（6）減収額（①+②+③+④+⑤）　　単位：千円

令和7年度　11,400,824

2．適用件数及び減収額　　単位：件（適用件数）、千円（減収額）

区分	R3（実績）	R4（実績）	R5（実績）	R6（実績）	R7（見込）
適用件数（法人）	8	5	14	13	10
適用件数（個人）	29,092	16,722	11,808	12,745	17,592
法人税	6,380	5,930	8,314	14,772	8,849
法人市町村税	383	356	499	886	531
法人道府県税	64	59	83	148	88
事業税	1,925	1,789	2,509	4,457	2,670
所得税	15,494,400	10,290,200	7,382,400	8,246,400	10,353,350
個人市町村税	929,664	617,412	442,944	494,784	621,201
個人道府県税	619,776	411,608	295,296	329,856	414,134
減収額計	17,052,591	11,327,355	8,132,045	9,091,303	11,400,824

注1：　R7の適用件数及び減収額は、R3～6の平均により試算した見込値。

注2：　R3～R6の減収額は、法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税の減収額の合計。